■パブリックコメント

皆さんからの意見を募集します

①選挙管理委員会事務局　23-9124　②建設課都市基盤係　23-2435

①投票区の見直し

　合併から10年間、旧市町単位での投票区を引き継いで選挙を行ってきました。

　投票区ごとの選挙人数の不均衡を解消することや、投票所施設のバリアフリー化の状況などを踏まえ、現在の102投票区から70投票区に見直しを行うものになります。

　投票区の見直しを行うにあたり、皆さんの意見を募集します。詳細は、閲覧窓口か市ウェブサイトで確認してください。

■投票区の見直し

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域 | 見直し前 | 見直し後 | 増減 |
| 古川 | 38 | 32 | －6 |
| 松山 | 06 | 04 | －2 |
| 三本木 | 08 | 05 | －3 |
| 鹿島台 | 12 | 06 | －6 |
| 岩出山 | 12 | 06 | －6 |
| 鳴子温泉 | 18 | 09 | －9 |
| 田尻 | 変更なし | | |

■閲覧期間・募集期間

　2月19日まで（郵送の場合は当日消印有効）

■閲覧場所

●選挙管理委員会事務局（市役所西庁舎3階）

●市政情報センター（市役所東庁舎1階市政情報課内）

●市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

●市ウェブサイト

■応募資格

　市内に居住している18歳以上の人

■応募様式

　市ウェブサイトに掲載している意見書提出用紙、任意の様式

※件名を「投票区見直し（案）への意見」としてください。

■応募方法

　応募様式に意見、住所、氏名、電話番号など連絡先を記入し、選挙管理委員会事務局または各総合支所地域振興課へ持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出。

※匿名（無記名）や電話での意見は受け付けできません。

■応募先

選挙管理委員会事務局（市役所西庁舎3階）

〒989-6188　古川七日町１-１

ファクス　23-9979

Ｅメールsenkyo@city.osaki.miyagi.jp

②都市再生整備計画の事後評価

　都市再生整備計画（鹿島台駅周辺地区）に基づき、平成27年度完了を目標に整備を行っています。この事業の事後評価の原案に対する、皆さんの意見・提言を募集します。

■閲覧期間・募集期間

　2月10日～29日（郵送の場合は当日消印有効）

■閲覧場所

●建設課都市基盤係（市役所東庁舎4階）

●市政情報センター（市役所東庁舎1階市政情報課内）

●市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

●市ウェブサイトに掲載

■応募資格

　市内に居住または通勤・通学している人、事業所を有する個人または法人

■応募様式

　市ウェブサイトに掲載している意見書提出用紙、任意の様式

■応募方法

　応募様式に、意見、住所、氏名または事業所名、電話番号などの連絡先を記入し、建設課都市基盤係（市役所東庁舎4階）へ持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出。

※匿名（無記名）や電話での意見は、受け付けできません。

■応募先

建設課都市基盤係（市役所東庁舎４階）

〒989-6188　古川七日町１-１

ファクス　22-９４５４

Ｅメールkensetsu@city.osaki.miyagi.jp

9.11豪雨 被災者支援情報

農業機械や施設などの復旧への支援

農林振興課農業経営係　23-7090

　機械・施設などの復旧経費の一部を支援します。

□ 内容

　農業用機械の再取得や修繕、農産物の生産に必要な施設等の再建・修繕にかかる費用への助成

□ 要件

　被災証明を受けること、営農を継続することなど

□ 補助率（市1/10・国3/10）

　経費の4/10以内

□ 申込方法

　2月10日まで、農林振興課または各総合支所地域振興課に申し込んでください。

被災農家の経営再建に対する支援

農林振興課農業経営係　23-7090

　経営再建を図るため、経費の一部を支援します。

□ 内容

①水稲・大豆次期作付種子購入助成事業

　おおむね3割以上被害を受けた米・大豆の販売農家　などで、平成28年播種用種子購入に要した経費

②野菜等生産供給確保対策事業

　被害を受けた野菜に対し、代替野菜の導入、草勢維持　回復（肥料導入など）に要した経費

※対象品目：県園芸特産重点振興品目、農協共販品目

□ 補助率（市1/3・県1/3）

　経費の2/3以内

□ 申込方法

　2月19日まで、農林振興課または各総合支所地域振興課に申し込んでください。

被害農地などの復旧に対する支援

農林振興課農村整備係　23-2318

　農地などの復旧事業費の一部を補助します。

□ 内容

　①個別農家が建設業者などに委託して復旧した場合

　　委託経費の1割以内の額を補助（最大10万円）

　②農地保全活動組織の共同活動で復旧した場合

　　必要経費の3割以内の額を補助（最大30万円）

　※農地保全活動組織とは、行政区、実行組合、生産組　　合、集落営農組織、多面的機能支払活動組織、中山　　間地域等直接支払集落協定組織などとなります。

□ 必要なもの

　交付申請書、被災箇所位置図、収支予算書、見積書と内訳書、被災状況写真

※すでに復旧が完了した人や復旧を業者に依頼した人　も補助対象となります。書類をそろえて、農林振興課　または各総合支所地域振興課に相談してください。

□ 申請方法

　2月29日まで、農林振興課または各総合支所地域振興課に申請してください。

東日本大震災に係る生活再建支援金（基礎支援金）申請期限の再延長について

　震災により住家に甚大な被害を受けた世帯主に対し、被害程度に応じて支給される基礎支援金について、家屋解体の状況や岩手県・福島県での延長を踏まえ、宮城県内の全市町村の申請期限が１年間延長となりました。

申請期限　平成29年4月10日まで

申請場所　社会福祉課または各総合支所市民福祉課

対象　次のいずれかの世帯

①住宅が全壊した世帯

②住宅が半壊し、解体した世帯、住宅の敷地に甚大な被害が生　じ、住宅を解体した世帯

③災害による危険が続いて、住宅に居住できない状態が長期間　継続している世帯（大崎市では該当なし）

④り災証明書により、大規模半壊と認定された世帯

社会福祉課地域福祉係　23-6012

主な放射能測定結果

空間放射線量の測定結果（単位:マイクロシーベルト/h）

防災安全課放射能対策室　23-5144

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 測定日 | 測定場所 | 地表面から1m | 地表面から0.5m |
| 1月18日 | 市役所第2駐車場 | 0.06 | 0.06 |
| 松山総合支所 | 0.05 | 0.06 |
| 三本木総合支所 | 0.08 | 0.08 |
| 鹿島台総合支所 | 0.05 | 0.05 |
| 岩出山総合支所 | 0.07 | 0.07 |
| 鳴子総合支所 | 0.05 | 0.05 |
| 田尻総合支所 | 0.07 | 0.08 |